

2022年1月1日より

『紹介カードの発行方法』が変わります



紹介カードの発行は

初回面談時（オンライン商談含む）までに必ず発行して、販売担当者にご提示をお願い致します。

※ 初回面談時以降に提示された紹介カードは無効です。提携特典を受けることはできません。



各企業様「**専用サイト**」から発行された紹介カードのみ有効となります。

※ 有効期限：発行日付より1年間です

- ・ 提携特典以外の割引等のサービスと併せて利用することはできません。
- ・ 物件により特典が受けられない場合や異なる場合がございます。
- ・ 紹介カードの発行者は、お引渡し時まで必ず名義人となること(持分をもつこと)が必要です。

すでにモデルルーム等にご来場またはご予約されている方は、**12月30日までに紹介カードの発行をお願い致します。**

※ 年明けに紹介カードを発行された場合は、提携特典の適用を受けられません。

※ 紹介カードを発行されても、契約を確定するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

提携特典ご利用の流れ

1



下記記載のURL、QRコードの専用サイトから初回面談時までに紹介カードを発行。

紹介カードを発行したい物件名の下部にある「紹介カード」ボタンをクリックしてください。「紹介カード」発行フォームが表示されます。

紹介カードが発行されると、ご指定のメールアドレスに紹介カードが送信されます。

2

発行した「紹介カード」を物件担当者へ提示。



初回面談時（賃貸物件はお申込時まで）までに物件担当者にご提示ください。
※ 初回面談時とはオンライン商談を含みます。
※ 以降ご提示の紹介カードは無効となります。

3

提携特典適用にてご契約。



紹介カードは下記 URL または QR コードの「京都府庁生活協同組合様」専用サイトよりご検討の物件ごとに必ず初回面談時（オンライン商談含）までに発行してください。

<https://teikei.mec-r.com/osaka/kyotofu-seikyo/>



上記に関するお問い合わせ先

三菱地所レジデンス株式会社 関西支店販売部販売促進グループ E-mail: houjin-o@mec-r.com

※ お問い合わせの際は、お名前・勤務先を合わせてお知らせください。（土日祝定休）